

第6章 温室効果ガスの削減

1. 温室効果ガスの削減目標

(温室効果ガス削減のための基本的な考え)

本計画では、目指す「環境像」の実現を目的とし、本市の特性を考慮しながら、以下の3つの基本的な考えに基づいて温室効果ガスの削減に取り組むこととします。

● 温室効果ガス削減のための基本的な考え ●

～ 豊富な森林資源を最大限に活かした取り組み ～

本市の豊かな自然資源である広大な森林(二酸化炭素吸収源)を最大限に活かすことで、温室効果ガス削減とともに自然との共生、持続的な発展を目指します

～ 市民・事業者・市それぞれの立場の取り組み ～

市民・事業者・市がそれぞれ地球環境に対する意識を持ち、できることから着実に行動し、それを無理のない努力で継続するため、立場に応じた取り組みを展開します

～ 協働による取り組みの推進 ～

市民・事業者・市がそれぞれ率先した取り組みを行うと同時に、互いに協働し取り組むことにより、温室効果ガス削減をさらに推進します



(削減目標の設定)

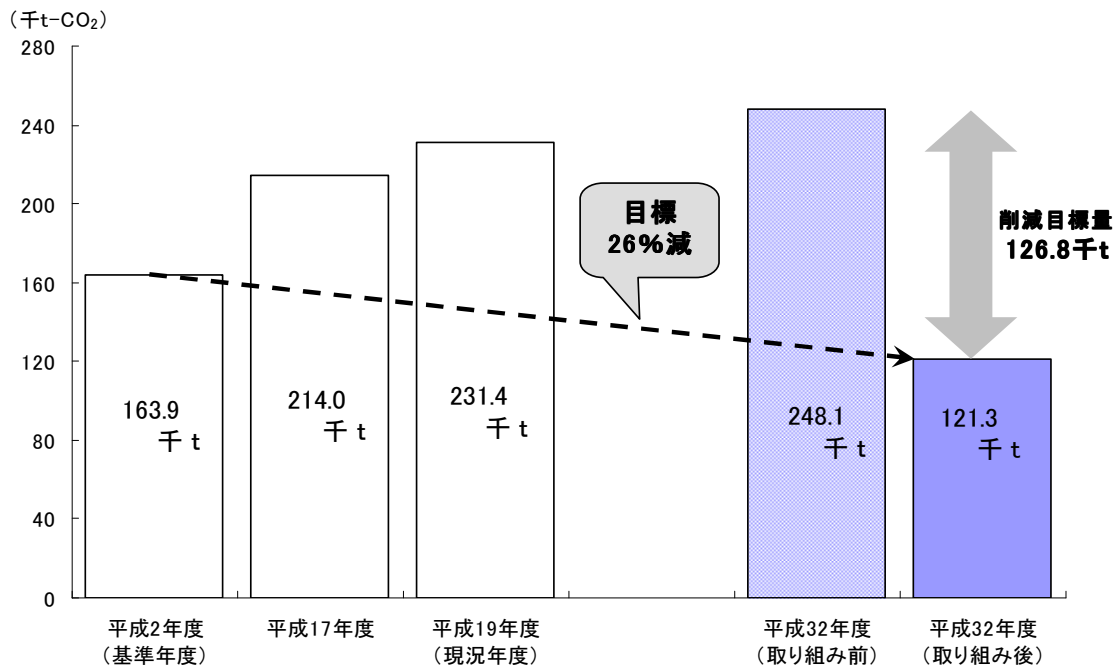
温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、我が国の掲げる目標、京都府の掲げる目標を勘案した上で、本計画を推進することにより実現可能な目標である点を考慮します。

このことから、本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）の削減目標を以下のよう
に設定します。

削減目標

**平成32年度（2020年度）における温室効果ガス排出量を
平成2年度（1990年度）比26%削減します。**

- ※ 我が国の目標：2020年において1990年比25%削減
- ※ 京都府の目標：2020年度までに1990年度比25%削減



■ 削減目標量の部門別内訳

(千t-CO₂)

部 門	平成 2 年度 排出量	平成 19 年度 排出量	平成 32 年度 (取り組み前)		平成 32 年度 (取り組み後)		削減目標量 (①-②)
			排出量 (①)	平成 2 年度 からの増減	排出量 (②)	平成 2 年度 からの増減	
産業部門	30.5	78.3	88.9	191.5%	70.3	130.5%	18.6
民生業務部門	15.9	23.9	27.9	75.5%	19.9	25.1%	8.0
民生家庭部門	31.4	38.1	44.3	41.1%	31.3	-0.3%	13.0
運輸部門	49.6	60.5	58.0	16.9%	38.9	-21.6%	19.1
廃棄物部門 ・農業部門	36.5	30.6	29.0	-20.5%	25.9	-29.0%	3.1
森林による吸収					-65.0	—	65.0
合 計	163.9	231.4	248.1	51.4%	121.3	-26.0%	126.8

備考：廃棄物部門・農業部門 については、市内バイオマスの利活用による効果も見込みます。

なお、温室効果ガス総排出量の削減目標および削減目標量の部門別内訳については、今後、国内外の温暖化問題を取り巻く状況や社会動向、本計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

(部門については、25 頁コラム参照)

2. 温室効果ガスの削減に向けた取り組み

ここでは、第4章の基本計画、第5章の重点プロジェクトを推進する上で、とりわけ温室効果ガス※削減対策にかかわりの深い取り組みについて、削減目標の達成に向けた各主体の具体的な行動を示します。

なお、各主体の具体的な行動は、温室効果ガスの排出特性を踏まえ、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門・農業部門、および森林による吸収に分けて示します。

産業部門

取り組み①：工場などでの省エネルギー※対策（製造業・建設業など）

事業者

- ・生産工程の見直しや ESCO 事業※の導入などにより、エネルギー管理を徹底します。
- ・省エネ※型の設備機器や断熱性などに配慮した省エネ型の設計を取り入れます。
- ・事業所でのエネルギー使用削減目標を掲げるなどして、従業員全員で省エネに取り組みます。
- ・環境マネジメントシステム※の導入や環境保全協定※の締結などにより、環境負荷の少ない生産活動に努めます。
- ・環境に配慮した商品や技術の開発に取り組みます。

市

- ・環境保全協定の締結により、事業者の環境配慮を推進します。
- ・各種環境マネジメントシステムの導入を奨励します。
- ・温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む事業者について、広く情報提供します。
- ・グリーン購入※を事業者に奨励します。

取り組み②：工場などへの再生可能エネルギー※などの導入 （製造業・建設業など）

事業者

- ・太陽光発電システム※やコージェネレーションシステム※、ヒートポンプ技術※など、新エネルギー※を利用した設備やエネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・より温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換に努めます。

市

- ・再生可能エネルギーやエネルギー高度利用技術に関する情報を提供するなどし、事業者への普及推進を図ります。

取り組み③：環境保全に配慮した生産活動（農林業）

事業者

- ・農林業設備機器には省エネ^{*}型のを積極的に導入し、効率的な利用を心がけます。
- ・減化学肥料・減農薬などにより、環境負荷の少ない農産物の生産に努めます。

市民

市

- ・環境に配慮した農林産物の地産地消^{*}を推進します。

民生業務部門

取り組み④：オフィスや店舗での省エネルギー^{*}対策

事業者

- ・省エネ型の設備機器や断熱性などに配慮した省エネ型の設計を取り入れます。
- ・OA 機器は長時間使わないときは電源を切るなど、従業員による身近な省エネに取り組みます。
- ・ESCO 事業^{*}の導入などにより、省エネを推進します。
- ・環境マネジメントシステム^{*}の導入や環境保全協定^{*}の締結などにより、環境負荷の少ない事業活動に努めます。
- ・環境に配慮した商品を積極的に購入、販売します。

市

- ・環境保全協定の締結により、事業者の環境配慮を推進します。
- ・各種環境マネジメントシステムの導入を奨励します。
- ・温室効果ガス^{*}排出削減に積極的に取り組む事業者について、広く情報提供します。
- ・グリーン購入^{*}を事業者に奨励します。

取り組み⑤：オフィスや店舗への再生可能エネルギー^{*}などの導入

事業者

- ・太陽光発電^{*}や木質ペレットストーブ^{*}、ヒートポンプ技術^{*}など、新エネルギー^{*}を利用した設備やエネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・より温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換に努めます。

市

- ・再生可能エネルギーやエネルギー高度利用技術に関する情報を提供するなどし、事業者への普及推進を図ります。
- ・公共施設へのペレットストーブ、チップボイラーなどの導入を推進します。

取り組み⑥：市の事務、事業における温暖化防止対策の推進



- ・市の事務、事業を対象とした南丹市地球温暖化対策実行計画について見直し、現在の取り組みをさらに推進するとともに、新たな取り組みについて検討します。

民生家庭部門

取り組み⑦：家庭でできる省エネルギー*対策



- ・冷暖房の設定温度を適切に保つなど、身近なところから省エネ*に取り組みます。
- ・家電製品や給湯器などの機器は、省エネ型のものを選択します。
- ・断熱材やペアガラス*などにより、住宅の断熱化に努めます。
- ・環境家計簿*などを利用して、継続して省エネ行動に取り組みます。
- ・環境に配慮した商品を積極的に購入します。



- ・家庭でできる身近な省エネ行動の情報や環境家計簿を普及し、省エネを推進します。
- ・温暖化防止に積極的に取り組む家庭の表彰制度などを検討します。
- ・市民のグリーン購入*を推進します。

取り組み⑧：住宅への再生可能エネルギー*などの導入



- ・太陽光発電やペレットストーブ*、ヒートポンプ技術*など、新エネルギー*を利用した設備やエネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・より温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換に努めます。



- ・再生可能エネルギーやエネルギー高度利用技術に関する情報提供や支援の検討を行い、市民への普及推進を図ります。

運輸部門

取り組み⑨：交通面での省エネルギー対策

市民

事業者

- ・エコドライブ※に取り組みます。
- ・カーセーブデー※に積極的に参加します。
- ・近距離の移動ではマイカーの使用を控え、なるべく徒歩や自転車を利用します。
- ・外出時にはパークアンドライド※の利用に努めるなどして、なるべく公共交通機関を利用します。
- ・カーシェアリング※を利用するなどして、マイカーの使用を控えます。
- ・トラック輸送では、配送ルートを見直すなどして効率化を図ります。

市

- ・エコドライブやカーシェアリングなどに関する情報を提供し、自動車の適正な利用を促します。
- ・カーセーブデーへの積極的な参加を促します。
- ・公共交通機関が利用しやすいよう、駅周辺の整備を行います。

取り組み⑩：低炭素※型の自動車導入

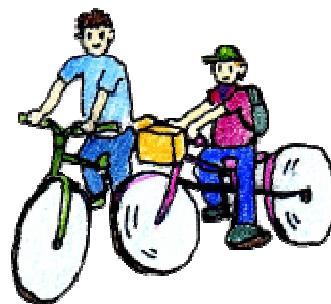
市民

事業者

- ・自動車買い替えの際は、低燃費型の自動車※を選択するようにします。
- ・クリーンエネルギー自動車※の導入に努めます。

市

- ・クリーンエネルギー自動車の導入に対する支援を検討します。
- ・クリーンエネルギー自動車を率先して導入し、普及推進を図ります。



廃棄物部門・農業部門

取り組み⑪：ごみの3R*と資源の地産地消**推進

関連箇所：P52、P70

市民

- ・詰め替え用商品を選択する、マイバッグを持参しレジ袋を断るなどして、ごみの減量化を図ります。
- ・ごみの分別を徹底します。
- ・生ごみや廃食用油などの有機資源について、地域内循環に協力します。

事業者

- ・マイバッグの持参を呼びかけたり、過剰なサービスを見直すなどして、ごみの減量化を図ります。
- ・ごみの分別を徹底し、適正な処理を行います。
- ・資源の有効利用に努め、地域内循環を推進します。

市

- ・3Rの取り組み普及を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を推進します。

森林による吸収

取り組み⑫：豊かな森の再生

関連箇所：P64

市民

- ・地元産木材の利用やペレットストーブ**、薪ストーブなどの導入により、森林資源の地産地消に努めます。
- ・森づくり体験や活動などに積極的に参加します。

事業者

- ・間伐の実施など、適正な人工林の管理に努めます。
- ・地元産木材の利用・販売やペレットストーブ、チップボイラーなどの導入により、森林資源の地産地消に努めます。
- ・地域住民と連携した森づくり活動などに積極的に参加します。

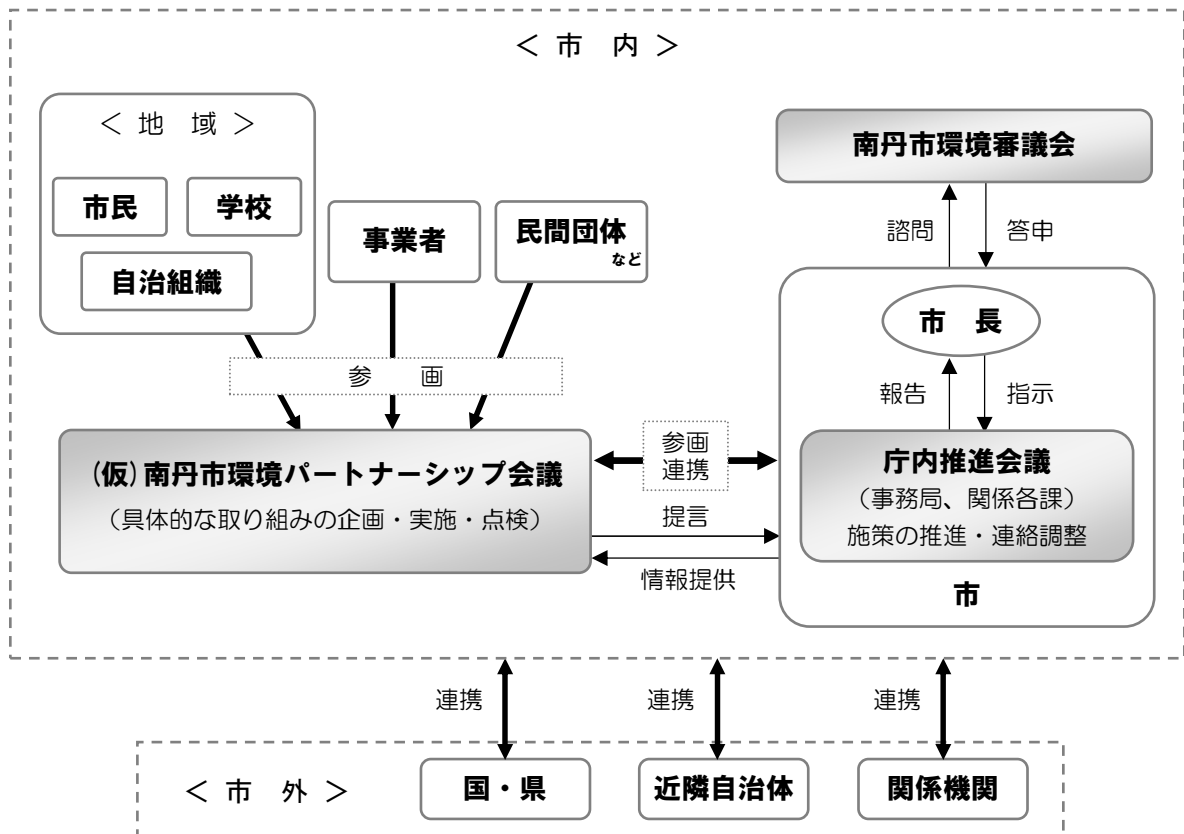
市

- ・森林施業（植林、除伐、間伐、伐採など）を推進します。
- ・ウッドマイレージ**や公益的機能など、環境保全効果をPRし、森林資源の地産地消を推進します。
- ・市民・事業者の森づくり活動への参加を促します。
- ・森林による吸収について、カーボンオフセット**への利用を検討します。

第7章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市の協働のもと、取り組みを進める必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら、計画の効果的な推進を図ります。



■ (仮)南丹市環境パートナーシップ会議

市民・事業者・市などの参画組織であり、本計画の具体的な取り組みについて企画し、中心となって行動していきます。また、市から計画内容の実施状況に関する年次報告を受け、計画の進捗状況を点検し、見直しが必要な事項などについて市へ提言します。

■ 市内推進会議

市内における推進組織であり、関係各課で構成され、各課間の連絡調整、本計画に掲げる環境保全施策や重点プロジェクトの総合的な推進にあたります。また、本計画の進捗状況を取りまとめて、(仮)南丹市環境パートナーシップ会議、南丹市環境審議会に報告します。

■ 南丹市環境審議会

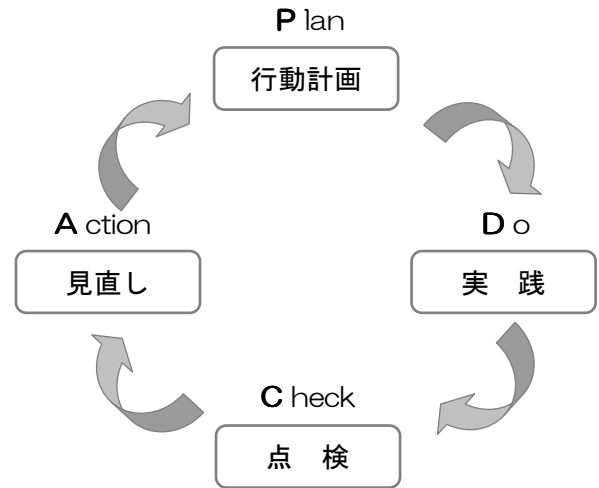
年次報告および(仮)南丹市環境パートナーシップ会議の提言について市長から諮問を受け、審議結果を答申します。

2. 計画の進行管理

1) 進行管理の基本的な考え方

本計画に示した環境保全施策や重点プロジェクトの実行性を確保するため、進行管理は重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかな措置を講じる必要があります。

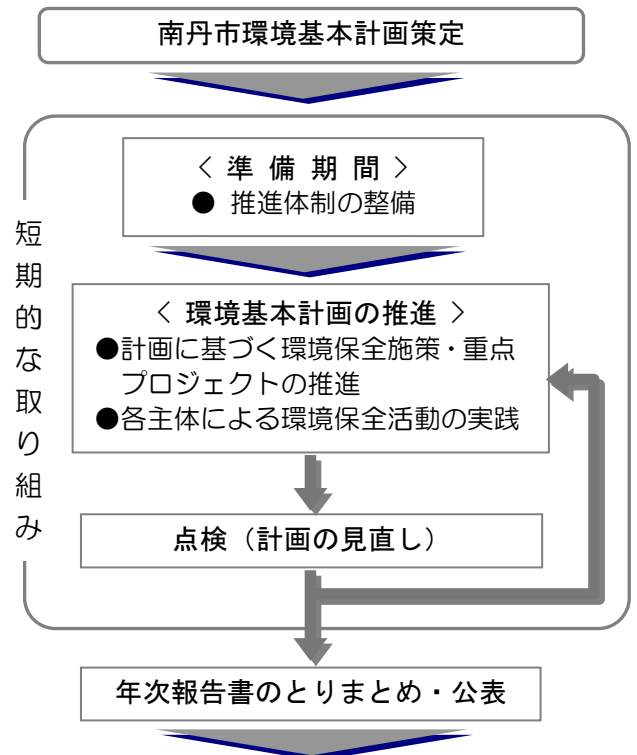
このことを踏まえ、本計画の進行は、環境管理システム*の基本的なサイクル「計画 → 実践 → 点検 → 見直し (PDCAサイクル)」にのっとった形で管理します。



2) 進捗状況の把握と公表

本計画の進行管理は、その実行状況を各計画で設けられている数値目標を用いて把握し、評価します。また、数値目標の設定されていない施策についても、計画に基づき実行されている具体的事業の内容などを把握し、評価を行って管理します。

さらに、調査した結果は、庁内推進会議において年次報告書として取りまとめを行い、市長に報告するとともに、市民へ公表していきます。



進捗管理結果を踏まえて中長期段階の取り組みへ